



今月も、介護保険で利用できるサービスの概要について紹介していきます。

介護保険サービスを利用するときは、必ず担当ケアマネジャーに相談してください。相談なしのサービス利用は、介護保険対象外になるため、全額自己負担になります。

◆ 住宅改修費の支給 ②

住宅改修費の支給については、先月号と2回シリーズで紹介しています。

住宅改修の上手な使い方

住宅改修費の支給は、限度額を20万円(最高18万円支給・2万円は自己負担)として原則1回ですが、「必要なときに必要なだけ使う」という観点から、限度額の20万円に達するまで分けて使うことができます。

■ イメージ図

初めての住宅改修
10万円利用
(9万円支給)
【例】段差の解消

手すりが必要になる

2回目の住宅改修
10万円利用
(9万円支給)
【例】手すりの取り付け

合計20万円
(合計支給額18万円)



住宅改修費の支給Q & A

質問1

Q 同世帯に複数の要介護認定を持った人が住んでいる場合、限度額はいくらになるのですか？

A 住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われています。ただし、1人分の限度額が20万円ですので、2人だと単純に40万円(20万円×2人)になるということではありません。改修の種類や場所によって、限度額の計算管理が異なってきますので、詳しくはお問い合わせください。

質問2

Q 新築や増築でバリアフリーの造りにしたいのですが、住宅改修費の支給対象になりますか？

A 新築の場合は住宅の改修とはなりませんので、支給対象にはなりません。また、増築(新たに居室を設ける場合など)は住宅改修費の支給対象とはなりません。廊下の拡幅にあわせて手すりをつける場合や便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合などは、それぞれ『手すりの取り付け』、『洋式便器などへの便器の取り替え』など、自立支援を目的とした改修にかかる費用についてのみ、住宅改修費の支給対象になり得ます。

質問3

Q 家族が改修工事してくれたのですが、住宅改修費の支給はないのですか？

A 材料の購入費のみ住宅改修費の支給対象となります。(ただし、事前にケアマネジャーへの相談が必要です。)
※住宅改修費の支給サービスは、支給対象になるかの判別や手続きが大変複雑なため、担当ケアマネジャーを通して申請しましょう。住宅改修費の支給サービスを上手に使って、自立した生活を楽しみましょう。

【問い合わせ先】 大崎町役場 高齢者対策課 TEL 76 - 1111 (内線 131)